

各加盟団体会長
各 位

(公財) 足立区体育協会
会長 渡 邊 義 和

新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）

平素より、当協会事業へのご理解・ご協力および足立区のスポーツ振興へのご尽力を賜り誠にありがとうございます。

標題の件において、当面の間、足立区体育協会が主催・共催する事業の中止および各加盟団体が主催する事業の中止要請をお願いしていたところ（令和 2 年 2 月 28 日付足体協発第 620 号）ですが、令和 2 年 3 月 10 日の政府の緊急対応策を踏まえ、新たに足立区より対策方針が示されました。

このような社会情勢と新たな区の判断を鑑み、足立区体育協会として、引き続き下記のとおり対応させていただくことといたしました。各加盟団体におかれましては、改めてご対応・ご協力をお願いするとともに、参加者および関係者の皆様への周知をよろしくお願いいたします。

記

1 足立区の方針（一部抜粋）

(1) 令和 2 年 4 月 20 日（月）までの対応について

- 引続き、すべてのイベントを中止いたします。
- 引続き、区施設の利用を停止します（窓口業務除く、地域学習センター、住区センター、屋内・屋外スポーツ施設（河川敷グラウンドなど））。

(2) 令和 2 年 4 月 21 日（火）以降について

- イベント実施可否および区施設の利用可否については、3 月第 4 週目（23 日から 27 日）に、区として改めて方針を示す予定です。

(3) その他

- 屋外スポーツ施設の利用については、今後の国の対応方針（令和 2 年 3 月 19 日予定）を考慮し、3 月第 4 週目（23 日から 27 日）に、改めて検討いたします。
- 引続き、使用できなかった施設の使用料は還付（令和 2 年 5 月 10 日までの期間）いたします。

2 足立区体育協会が主催・共催する事業は、令和 2 年 4 月 20 日まで中止します。

- 区民大会、都民大会予選会、ジュニア育成事業など、当協会主催事業および足立区や東京都体育協会と共催している事業については、お知らせしておりました期間を延長し、令和 2 年 4 月 20 日までに開催予定のものはすべて「中止」といたします。
- スポーツ施設等の閉館のため、日常的な活動（広場・教室等）についても中止します。
- 4 月 21 日以降の事業については、足立区の対応状況を考慮しながら判断していきます。
※中止期間を延長する可能性があります。

3 各加盟団体が主催する事業（当協会後援事業を含みます）に中止を要請いたします。

- 引続き、新型コロナウイルスの感染拡大の防止やイベント・行事等の参加者および従事者の安心・安全の観点から、令和 2 年 4 月 20 日までのイベントや事業等については、「中止」を前提に検討をお願いいたします。

4 問い合わせ

足立区体育協会事務局 電話 03-3880-5916